

経済産業省

30保電安第32号

平成30年9月18日

事業用電気工作物（発電用風力設備）設置者各位

経済産業省産業保安グループ電力安全課長

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長

平成30年8月24日に兵庫県内で発生した風力発電設備の倒壊事故について、現在事故原因を究明中であるが、現地調査の結果等を踏まえれば、基礎の構造等に起因する可能性があるところ。当該事故の社会的影響に鑑みれば、原因究明を待たずとも、実施可能な対策は早急に措置すべきであるため、平成30年8月27日付の指示に加え、以下の対応を指示する。

設置している風力発電設備の設計図書等を確認し、基礎の構造が別紙の図1、図2、図3及びその他のいずれに該当するかを、各産業保安監督部まで、速やかに報告すること。その際、風力発電設備所名、基数、機種、連絡先を合わせて報告すること。

- ・ 図1は、凸状の上下段に設計・施工されていて、アンカーリング又はアンカーボルトが基礎（フーチング）の下部まで達していない場合。
- ・ 図2：基礎（ペDESTAL）内のアンカーリング又はアンカーボルトが、基礎（フーチング）の下部まで達しているもの。
- ・ 図3：凸状ではなく、基礎の上部にテーパー（傾斜）が付いているもの。

別紙 1

風力発電設備の支持物と基礎の構造例

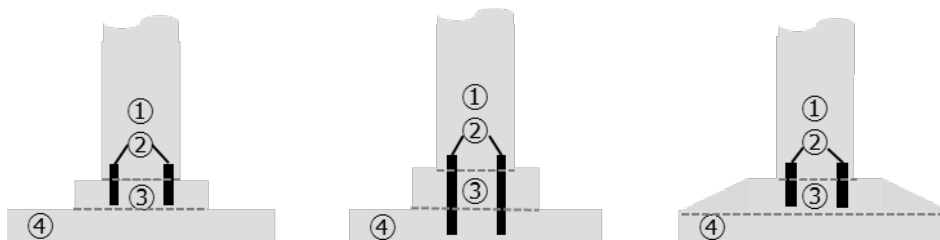


図 1

図 2

図 3

- ① 支持物（タワー） ②アンカーボルト又はアンカーリング
- ③ 基礎（ペデスタル） ④基礎（フーチング）

（図中の点線は、部位の範囲を示すために記載したものである）